

# お酒の季節

# お酒に注意!



**お酒を勧めない!**  
**車を貸さない!**  
**車に乗らない!**



**飲んだなら  
運転しません  
させません**

**飲酒運転は「犯罪」です**

「ビール一杯くらい大丈夫だろう」  
なんて考えていませんか?  
アルコールは、酒量に関わりなく  
「飲酒運転」犯罪です!  
これは、自転車にも適用されます。

年末は忘年会シーズンで飲酒の機会が増えます。お酒を飲んだ後の車の運転は、罰金や免許の取消しなどの重い処分が科せられます。また、飲酒運転をした本人だけでなく、車両や酒類を提供した人、同乗者も処罰の対象になることがあります。また、お酒を飲み過ぎて、路上で寝込んでしまい、盗難被害や交通事故に遭うことがないように、節度のある飲酒を心掛けましょう。



# 12月

終野交番  
721-7114  
北警察署  
493-0110



## 年末特別警戒 活動の実施について

年末には、金融機関やコンビニエンスストアなどを対象とした強盗事件、ひったくりなど各種犯罪の発生が予想されます。特に、自転車盗や振り込め詐欺などの犯罪は、年末にかけて増加してきます。これらの犯罪を未然に防ぎ、皆さんが安心して暮らせるよう、十二月一日から三十一日までの間、金融機関の警戒や街頭での被害防止の呼びかけなど、特別警戒を実施しています。皆さんも、これら犯罪の被害防止に注意しましょう!

## 110番は110番の日!

110番通報は、緊急通報です。緊急性のない相談などは、警察相談専用電話 **#9110** をご利用下さい。

## 山で遭難しないために!

- ① 登山計画書を提出すること
- ② 計画の山道・登山道からはずれないこと
- ③ 単独登山は避けること

体調・天気によっては、中止や途中下山を検討しましょう。

京都府内では、毎年約二十人が遭難、死亡者も出ています。また、遭難者の約半数が六十歳以上となっています。遭難の原因は山道から外れて道に迷う・転落するが九割以上を占めています。



## 冬山での遭難にご注意を!

## 終野交番の紹介



終野交番は昭和46年11月18日新築されました。現在交番員3名、交番相談員1名で勤務しています。警察官が立番などをしている際、気軽に声を掛けて下さいね!!

